

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔府 令〕

○沖繩総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五五）

### 〔復興庁令・省令〕

○厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（復興庁・厚生労働二）

### 〔省 令〕

○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務八三）

○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務五二）

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一八九）

○薬事法施行規則の一部を改正する省令（同一二〇）

○薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令の一部を改正する省令（同一二一）

### 〔告 示〕

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令第十二条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める件（金融庁六四）

○日本国に帰化を許可する件（法務三五七）

○返納を命じた旅券を無効とする件（外務二九九）

○送出事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（厚生労働四九一）

○受入事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（同四九二）

○保安林の指定をする件（農林水産二二三七）

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通九三〇、九三一）

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同九三二）

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同九三三）

○国土調査の実施に関する公示（同九三四、九三五）

○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録抹消の件（観光庁二二）

○水路測量の実施に関する件（海上保安庁二〇四、二〇五）

○道路に関する件（九州地方整備局一三二）

○道路に関する件（北海道開発局八九、九〇）

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣 復興庁 法務省 公安調査庁 外務省

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

### 法 務

### 〔資 料〕

### 閣議決定等事項

### 〔公 告〕

### 諸事項

### 官庁

### 金融商品取引業者営業保証金取戻し

### 関係

### 裁判所

### 相続、失踪、破産、免責、特別清算

### 再生関係

### 地方公共団体

### 教育職員免許状失効関係

### 会社その他

## 府 令

○内閣府令第五十五号  
内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖繩総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。  
平成二十四年八月三十日  
内閣総理大臣 野田 佳彦

沖繩総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令  
内閣府令  
沖繩総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。  
第二十四条第一号に次のように加える。  
ナ 認定経営革新等支援機関（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第二項に規定する者をいう。）  
第五十三号第五号及び第六十五号の二第七号中（平成十一年法律第十八号）を削る。  
附 則  
この府令は、公布の日から施行する。

## 復興庁令・省令

○復興庁令第二号  
厚生労働省令第二号  
薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二百十号）の施行に伴い、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。  
平成二十四年八月三十日  
内閣総理大臣 野田 佳彦  
厚生労働大臣 小宮山洋子

○省令（総務八三）  
地方税法施行規則の一部を改正する省令  
○省令（財務五二）  
財務省組織規則の一部を改正する省令  
○省令（厚生労働一八九）  
雇用保険法施行規則の一部を改正する省令  
○省令（同一二〇）  
薬事法施行規則の一部を改正する省令  
○省令（同一二一）  
薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令の一部を改正する省令

○省令（同一二一）  
薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令の一部を改正する省令



第八十五条第四項第一号中「化学」の下に、「生物学、工学、情報学」を加え、「科目を修得した後、医薬品等の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した」を「専門の課程を修了した」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した後、医薬品等の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者

第九十一条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号及び第二号中「化学」の下に、「生物学、工学、情報学」を加える。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二百一十一号  
薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第八十五条第三項第三号の規定に基づき、薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令の一部を改正する省令

薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「第九十一条第三項第三号」を「第八十五条第三項第三号」に改める。  
第一条第一項中「規則」という。の下に「第八十五条第三項第三号」を、「規則」の下に「第八十五条第三項第三号及び」を加え、同項、同条第二項第二号、同条第三項第二号及び第三号、同条第五項第二号並びに同条第六項第三号中「責任技術者講習等」を「総括製造販売責任者講習等」に改める。  
第二条、第三条、第五条から第七条までの規定、第九条、第十条及び第十二条中「責任技術者講習等」を「総括製造販売責任者講習等」に改める。

責任技術者講習等の区分		科	目	時間
一	規則第九十一条第三項第三号に規定する講習	一	医療機器の製造業に関する薬事法の規定	八時間
二	規則第九十一条第三項第三号に規定する講習	二	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）製造物責任法（平成六年法律第八十五号）その他関連法令	
三	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十九号）のうち医療機器に関する規定	三	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理	
四	医療機器の不具合報告制度	四	医療現場における製造業者の役割	
五	医療機器の不具合報告制度	五	医療現場における製造業者の役割	

別表中

等	科	目	時間
一	規則第八十五条第三項第三号に規定する講習	一定	十時間
二	医療機器の製造販売業に関する薬事法の規定		
三	工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）、製造物責任法（平成六年法律第八十五号）その他関連法令		

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○金融庁告示第六十四号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一十一号）第十二条第二項の規定に基づき、金融庁長官の指定する金融機関を次のように定め、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日（平成二十四年八月三十日）から適用する。

平成二十四年八月三十日

金融庁長官 畑中龍太郎

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令第十二条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関は、次に定める金融機関とする。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者のうち次に掲げる者
- イ 銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行

一	二	三	四	五	六	七	時間
一の二	規則第九十一条第三項第三号に規定する講習	一	医療機器の製造業に関する薬事法の規定	二	医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令	三	八時間
二	規則第九十一条第三項第三号に規定する講習	二	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）製造物責任法（平成六年法律第八十五号）その他関連法令	三	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十九号）のうち医療機器に関する規定	四	
三	規則第九十一条第三項第三号に規定する講習	三	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十九号）のうち医療機器に関する規定	四	医療機器の不具合報告制度	五	
四	規則第九十一条第三項第三号に規定する講習	四	医療機器の不具合報告制度	五	医療現場における製造業者の役割	六	
五	規則第九十一条第三項第三号に規定する講習	五	医療現場における製造業者の役割	六	医療現場における製造業者の役割	七	

に改める。

銀行支店

- 一 無尽業を営む者
- 二 銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条に掲げる銀行持株会社
- 三 信用金庫連合会
- 四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行う協同組合連合会
- 五 労働金庫連合会
- 六 農林中央金庫
- 七 株式会社商工組合中央金庫
- 八 銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者のうち次に掲げる者
- イ イオンクレジットサービス株式会社
- ロ KDDI株式会社
- 九 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社
- 十 保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等
- 十一 保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社
- 十二 保険業法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人